

平成 30 年度守口市特別会計公共用地先行取得事業予算

平成 30 年度守口市の特別会計公共用地先行取得事業の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 491,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

平成 30 年 2 月 22 日提出

守口市長 西 端 勝 樹

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
1 繰入金		2,600
	1 繰入金	2,600
2 市債		488,400
	1 市債	488,400
歳 入	合 計	491,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 用地取得費		489,373
	1 用地取得費	489,373
2 公債費		1,527
	1 公債費	1,527
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出	合 計	491,000

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	資金区分	借入条件				
				利率	償還期間	据置期間	償還方法	その他
街路築造事業費債	千円 488,400	普通貸借又は証券発行	政府・銀行その他	%以内 7.0 (ただし、 直しを地方公共団 行った後におい ては、当該見直 し後の利率見 及ぶ) びただし、 直しを地方公 共団体の融 資方式で借 り入れる政 府資金及 び利率見 及ぶ) た、 直しを地方 公共団体の 融資方式で 借り入れる 政府資金及 び利率見及 ぶ)	年以内 20	年以内 3	半半年満 年年賦期 賦賦元一 元元利括 利金均償 均均等還 等償還 償償還 還還	市財政その他の都合によ り、償還期間及び据置期間を 短縮し、もしくは繰上償還を し、又は借換えることができ るものとし、借入先の融通条 件があるときは、これに従う ことができる。 なお、借入先の都合その他 により起債前借又は翌年度に 繰越して借入れることができ る。